

## 注記（一般会計等）

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和 59 年以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### イ 昭和 60 年以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### ② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的有価証券

保有しておりません。

##### ② 満期保有目的以外の有価証券

保有しておりません。

##### ③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・・・出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 11 年～50 年

工作物 3 年～50 年

物品 2 年～20 年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間 (5 年) に基づく定額法によっています。)

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

該当する事象はありません。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。  
長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従って計上しています。

④ 損失補償等引当金

該当する事象はありません。

⑤ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（資金管理方針において、歳計現金等の補完方法として規定した預金等をいいます。）

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 50 万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当する事象はありません。

(2) 表示方法の変更

該当する事象はありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当する事象はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

該当する事象はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等と終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率           △10.78%

連結実質赤字比率   △23.99%

実質公債費比率         3.70%

将来負担比率         △18.90%

⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額           640 百万円

⑥ 過年度修正等に関する事項

該当する事象はありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産

売却可能資産はありません。

② 減価償却累計額

事業用資産 38,153 百万円

建物 37,935 百万円

工作物 206 百万円

その他 12 百万円

インフラ資産 66,172 百万円

建物 6 百万円

工作物 68,890 百万円

その他 42 百万円

物品 1,208 百万円

③ 減債基金に係る積立不足額

不足金はありません。

④ 基金借入金（繰替運用）

財政調整基金 4,059 百万円

減債基金 2,770 百万円

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 20,325 百万円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 4,360 百万円

将来負担額 47,741 百万円

充当可能基金額 16,016 百万円

特定財源見込額 3 百万円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 34,755 百万円

⑥ 道路、河川及び水路の敷地の評価額

総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」及び南アルプス市の固定資産台帳計上基準の原則的な評価基準及び評価方法によって評価しております。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支
- ② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	41,388 百万円	39,033 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	—	—
繰越金に伴う差額	1,608 百万円	—
資金収支計算書	39,780 百万円	39,033 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書の「一般会計」と、資金収支計算書の「一般会計」の対象範囲に相違はありません。

また、歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、資金収支計算書では計上しないため、繰越金の分だけ相違します。

- ③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

<u>業務活動収支</u>	<u>3,694 百万円</u>
未収債権等の増減額	△58 百万円
C F 投資活動収入	425 百万円
減価償却費	△4,824 百万円
賞与等引当金増減額	△1 百万円
退職手当引当金増減額	43 百万円
徴収不能引当金繰入額	△40 百万円
資産除売却損	△209 百万円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>△970 百万円</u>

- ④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は以下のとおりです。

一時借入金の限度額

3,500 百万円

一時借入金に係る利子額

融資限度額の一定率を乗じた金額以内としています。

- ⑤ 重要な非資金取引

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額はありません。